

入 札 公 告

次のとおり事後審査方式一般競争入札（電子入札）に付します。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和 8 年 9 月 2 8 日

愛知県西三河県民事務所長 杉本 安信

1 対象工事

(1) 工事名

愛知県西三河総合庁舎誘導灯 L E D 化更新工事

(2) 路線等の名称

愛知県西三河総合庁舎

(3) 工事場所

岡崎市明大寺本町一丁目 4 番地

(4) 工期

契約日の翌日から令和 9 年 3 月 15 日まで

(5) 工事の概要

愛知県西三河総合庁舎の既設誘導灯を L E D 化する。

(6) 予定価格等

ア 予定価格 金 9,647,000 円

(うち消費税及び地方消費税の額 金 877,000 円)

イ 調査基準価格 無

失格判断基準 無

最低制限価格 有

(7) 入札方法等

ア 本入札は、あいち電子調達共同システム（C A L S / E C）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければなりません。

なお、電子入札システムにより難しい場合は、事前に県の承認を得て、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法等は愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事等電子入札実施要領によるものとします。

(<https://www.pref.aichi.jp/>「分類からさがす」－「しごと・産業」－「入札・契約・公売情報」－「入札契約関連情報」－「建設局・都市・交通局・建築局入札契約関連情報」参照)

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 入札の回数は1回とし、入札書に併せて必ず工事費内訳書を送信してください。

オ 本入札は、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を電子で行う入札です。

2 競争参加資格

本工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とします。

- (1) 令和8・9年度愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格者名簿の電気工事業に登録があること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、電気工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。
- (3) この入札に参加する営業所（主たる営業所を含む。）を愛知県内に置き、当該営業所で電気工事業を営んでいること。なお、「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所をいう。また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請含む）に届け出た、主たる営業所をいう。
- (4) 元請けとして、過去10年間（平成27年4月1日から入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）を提出する前日まで）に国、県又は市町村が発注した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の電気設備を新設又は改修等する工事を完了した実績があること。
- (5) 建設業法第26条に定める電気工事業に係る主任技術者を配置できること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 入札関係図書の配布等

(1) 設計図書について

設計図書の閲覧及び配布の電子化を実施しますので、設計図書をあいち電子調達共同システム（CALS/E C）の入札情報サービスの入札公告からダウンロードしてください。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

なお、設計図書がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせてください。

ア 問合せ先

愛知県西三河県民事務所 総務県民課 総務・行政グループ
岡崎市明大寺本町一丁目 4 番地（郵便番号 444-8551）
電話（0564）27-2703
電子メール nishimikawa@pref.aichi.lg.jp

イ ダウンロードできる期間

令和 8 年 9 月 28 日（月）午前 9 時から
令和 8 年 10 月 13 日（火）午前 10 時まで

(2) 本公告及び入札関係図書に対する質問及び回答

ア 本公告及び入札関係図書に対する質問は、次のとおり文書（様式自由。ただし西三河県民事務所長宛てとして、代表者名により提出してください。）を郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は持参することにより受付期間内必着で提出してください。なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は、15(8)のとおりです。（以下同じ。）

(ア) 受付場所

(1) アに同じ。

(イ) 受付期間

令和 8 年 9 月 29 日（火）から
令和 8 年 10 月 5 日（月）まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

なお、持参する場合は、上記期間の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とします。

イ 上記の質問に関する回答は、質問書受領後速やかに行います。

なお、その回答書は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の「入札情報サービス」において、本件入札公告を掲示しているダウンロードページに、添付資料として掲載します。

掲載期間

令和 8 年 10 月 8 日（木）午前 9 時から
令和 8 年 10 月 13 日（火）午前 10 時まで

4 参加申込書等の提出期間等

(1) 入札に参加を希望する者は、参加申込書を電子入札システムにより提出しなければなりません。その際、本公告と併せて掲示してある「入札参加申込用添付ファイル」を添付資料として送信してください。

(2) 期限までに参加申込書を提出していない者は入札に参加することができません。

参加申込書の提出期間

令和 8 年 9 月 29 日（火）午前 9 時から
令和 8 年 10 月 8 日（木）午後 5 時まで

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前 8 時から午後 8 時まで）

5 入札書及び工事費内訳書の提出期間等

(1) 電子入札システムによる場合

令和 8 年 10 月 9 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで（入札書受付締切予定日時）

(電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前 8 時から午後 8 時まで)

(2) 愛知県の承認を得て紙入札による場合

郵送(書留郵便に限る。)又は持参することにより受付期間内必着で提出してください。

ア 受付場所

3 (1) アに同じ。

イ 受付期間

5 (1) に同じ。(持参の場合は、正午から午後 1 時までを除く。)

6 開札予定日時及び開札場所

令和 8 年 10 月 13 日(火) 午前 10 時

愛知県西三河県民事務所 総務県民課 総務・行政グループ

7 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

8 入札の無効

(1) 愛知県財務規則(昭和 39 年愛知県規則第 10 号。以下「財務規則」という。)第 152 条(入札の無効)及び愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事等電子入札実施要領第 15 条(電子入札の無効)に該当する入札は、無効とします。

(2) 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者が行った入札及び愛知県建設工事関係入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において 2 に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

また、入札書受付締切予定日時までに送信のない入札、必要な提出書類のない入札、電子署名及び電子証明書のない入札も無効とします。

(3) 工事費内訳書の内容に不備(入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等)がある場合には、無効とします。

9 落札者の決定方法

(1) 1 (6) アの予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札価格のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有することを確認した上で落札者とし、全ての入札参加者に対し落札者決定通知書を送信するものとします。なお予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札価格のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数いた場合は、電子くじにより落札候補順位を決定します。なお、最低制限価格は総務局低入札価格調査等実施要領に基づき算定します。

(2) 落札候補者は、開札日から起算して 2 日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)以内に事後審査に必要な書類を電子メール又は持参により提出しなければなりません。ただし、最低の価格をもって入札した者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがあります。

ア 事後審査に必要な書類の配布及び提出場所

3 (1) アに同じ。

イ 提出部数

1 部

ウ その他

(ア) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。

(イ) 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

エ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の低価格をもって入札した者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は、(2) 中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。

(3) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、入札参加資格不適格通知書の通知日の翌日から起算して5日(日曜日、土曜日及び休日は含まない。)以内にその旨を記した書面を郵送、電子メール又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日から5日以内(日曜日、土曜日及び休日は含まない。)に書面で回答します。

10 契約書の作成の要否

要(愛知県公共工事請負契約約款(以下、「約款」という。)のとおり)

11 契約保証金

落札者は、財務規則第129条の2の規定により、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を契約締結日までに契約担当者に納めなければなりません。

ただし、財務規則第129条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

12 支払条件

約款の規定に基づき前金払及び部分払を行います。その条件については、次のとおりとします。

(1) 前金払

約款第36条第1項の前金払の率は10分の4とします。

(2) 中間前金払

ア 中間前払金の支払請求は、工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その進捗において要した経費が請負代金額の2分の1以上に相当するものでなければすることができません。

イ 中間前金払を行う前に請負代金額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、請負代金額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えてはなりません。

ウ 中間前金払を行う前に部分払を請求した場合は、中間前払金を請求することはできません。

(3) 部分払

中間前払金を請求した場合は、部分払を請求することはできません。ただし、当該年度末において工事を完成させることができなかった場合には、当該年度末に部分払を請求することができます。

13 関連情報を入手するための照会窓口

3 (1) アに同じ。

14 特定の不正行為に対する措置

- (1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求にあわせて本件契約を解除することがあります。
- (2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。
- (4) 本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。
- (5) 本件契約の履行に当たって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

15 その他

- (1) 入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした場合においては、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) 現場説明会は実施しませんが、西三河県民事務所総務県民課職員立会の上で施工箇所周辺の状況を現地確認していただくことができます。希望される場合は、9月29日から10月8日までの間（日曜日、土曜日、休日以外の日）の午前8時45分から午後5時30分までに3(1)アへ連絡し、日程を調整してください。
- (4) 事後審査に必要な書類等の記載内容が不明確で本件工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (5) 1(4)に記載した工期は、事情により変更することがあります。
- (6) 配置予定の主任技術者について
 - ア 落札者は、事後審査に必要な書類等に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
 - イ 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に同一の技術者を配置予定の技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければなりません（専任性が求められない場合を除く。）。この場合は

入札書の提出期間内に、入札辞退届を送信してください。

なお、入札書を送信した後に辞退する事由が生じた場合は、3（1）アと同じ場所に辞退する旨を連絡し、速やかに辞退届を書面で提出してください。

ウ 実際の工事に当たって、事後審査に必要な書類に記載した配置予定の主任技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の場合に限ります。

- （7）工事施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合、当該点検・調査に協力しなければなりません。点検・調査に協力しなかった場合、又は点検・調査に虚偽の申告をした場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- （8）電子メールについて

電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは15MB以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡してください。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなします。

- （9）問合せ先

3（1）アに同じ。